

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、子どもの世話などで納めることができなかつたので、市役所に行って保険料の免除のための手続をした。夫は申立期間が免除期間となっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁保管の特殊台帳及びA市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は、申立期間について、生活保護法による生活扶助を受けていたことを理由に国民年金保険料を法定免除されていたことが確認できる。

また、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人とその夫は、婚姻した昭和 38 年以降同居していることが確認できる上、45 年ごろに作成されたと考えられる、申立人に係るA市保管の国民年金被保険者名簿の世帯主名欄には、申立人の夫の名が記載されていることから、申立人とその夫は同一世帯であったものと推認できる。

さらに、生活保護法においては、原則として、生活保護は世帯を単位として適用されることから、申立人は、申立期間について国民年金保険料の法定免除要件に該当していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、結婚前に実家の兄が納めてくれた。社会保険事務所からは、還付されているとの説明を受けたが、還付金を受け取った記憶は無く、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民年金手帳及び領収証書によると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、社会保険庁保管の特殊台帳によると、申立期間の保険料は昭和47年10月に還付されている。

しかしながら、社会保険庁保管の特殊台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、当初、昭和36年8月25日とされていたが、42年4月11日に、39年6月28日へと訂正され、申立期間が未加入期間とされたことが確認できる。社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間については、申立人は被用者年金の被保険者又は被用者年金の被保険者の配偶者ではないため、本来は国民年金の強制被保険者となるべき期間であり、保険料を還付する必要は無く、行政側の記録管理に誤りがあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 7 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は申立期間において、厚生年金保険に加入していると思っていたが、社会保険事務所に確認したところ加入の事実が無い旨の回答を得た。間違いなく昭和 62 年 6 月 30 日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A事業所に昭和 62 年 6 月 30 日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は申立期間当時、厚生年金保険料は当月控除であったと回答しており、申立期間当時の社会保険事務担当者は、月末で退職する者について、退職月の給与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 62 年 5 月の社会保険事務所の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 62 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日

として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 4 月 21 日まで
私が勤務していたA社において、厚生年金保険の標準報酬月額が 28 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが分かった。
このような訂正は納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、28 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 4 月 21 日）の翌月の同年 5 月 10 日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は^{そきゅう}遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、B町が保管する申立人に係る所得・課税証明書（平成 13 年所得分）によると、申立期間のうち平成 13 年 10 月から同年 12 月までの給与収入額及び社会保険料控除額は、訂正前の標準報酬月額に見合った金額となっていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本及び戸籍謄本から、A社の代表取締役は申立人の実父であることが確認できるが、申立人は「経理については母と税理士事務所がやっていた。自分は外回りの営業であった。」と供述しており、複数の同僚も「申立人は営業職であり、経営には^{そきゅう}参画していなかった。」と供述していることから、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、

有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（28 万円）に訂正す
ることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を平成2年1月から2年9月までは15万円、2年10月から3年6月までは16万円、3年7月から3年9月までは18万円、3年10月から5年9月までは19万円とすることが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成5年12月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成2年1月1日から5年10月1日まで
② 平成5年10月31日から同年12月1日まで
③ 平成8年1月31日から同年4月1日まで

私が勤務していたA社において、厚生年金保険の標準報酬月額と資格喪失日が訂正されていることが分かった。

また、私は、申立期間③においてB社に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無かったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年1月から2年9月までは15万円、2年10月から3年6月までは16万円、3年7月から3年9月までは18万円、3年10月から5年9月までは19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約14か月後の7年1月27日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡及して11万円に引き下げられている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年

金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった給与明細書によれば、申立期間の厚生年金保険料控除額をもとに計算した標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成2年1月から2年9月までは15万円、2年10月から3年6月までは16万円、3年7月から3年9月までは18万円、3年10月から5年9月までは19万円）に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録において、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当初、平成5年12月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約2か月後の6年1月20日に、申立人の資格喪失日を遡及^{そきゆう}して5年10月31日とする訂正処理が行われている。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所における多数の被保険者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に遡及^{そきゆう}して資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から19万円とすることが必要である。

一方、申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所の元代表取締役は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所は平成8年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人は「会社の経営が苦しいので、厚生年金から抜けて国民年金に変わる」旨の説明が事業主からあったと供述しており、複数の同僚も同様の供述をしていることから、当時、申立人は自らが厚生年金保険の被保険者となってい

ないことを認識し得る状況にあったと考えられる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間は国民年金の納付済期間となっている上、申立人は申立期間に健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できるほか、申立人は、自らこれらの手続を行い保険料を納付したと供述している。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和 36 年 3 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 15 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 36 年 2 月 25 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 5 月 15 日にA事業所に採用され、46 年 3 月 31 日まで同事業所に継続して勤務しており、36 年 3 月 1 日から共済組合へ加入した。社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出のあった「退職金支給等に関する証明書」及び申立事業所の上部機関であるC事業所（当時は、D事業所）から提出のあった申立人に係る人事関係資料によると、申立人が申立期間にA事業所に継続して勤務し、昭和 35 年 12 月 1 日に臨時職員から常勤になり、36 年 7 月 1 日に正社員として採用されるまで、勤務形態や給与日額の変更も無いことが確認できる。

また、申立人及び同僚は、「勤務内容や勤務場所が変わったことも無く、継続して勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 36 年 1 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、当該人事関係資料によると、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことが確認できるものの、厚生年金保険の適用について、元同僚に照会したところ、採用から厚生年金保険に加入するまで数か月あったという供述が複数あり、申立人と同日に資格取得している者も採用から2か月を経て厚生年金保険に加入したと供述している。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険記号番号払出簿を確認したところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和34年8月1日であり、記号番号払出日が同年8月27日となっている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は34年8月1日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和32年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和7年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和32年8月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和32年8月1日から同年9月1日までの加入期間が無いとの回答をもらった。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人はD社E事業所において昭和32年8月1日に厚生年金保険の資格を喪失し、同年9月1日にA社C事業所において資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社C事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は「昭和32年5月にA社C事業所に正社員として出向し、勤務していた。同年8月に転勤の辞令を受けたが、労働条件・給与は変わらなかった。」と供述しているところ、B社から提出された人事記録によると、申立人は昭和32年5月にD社E事業所から関連会社であるA社C事業所に正社員として出向、D社とA社の合併に伴い、同年8月1日付けでA社C事業所に転勤と記載されている。

さらに、事業主は「従業員が正社員であった場合には、給与から保険料を控

除していたと思われる。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社C事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和32年9月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
65 歳になった時、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。
しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶も無く納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 41 年 2 月 25 日に支給決定されたこととなっている上、脱退手当金の支給対象となる最終事業所（A 社）に係る申立人の被保険者資格喪失日（39 年 8 月 1 日）の前後 2 年以内に資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たす女性従業員は申立人を含め 7 名であるが、脱退手当金の支給記録があるのは申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求したものと考えられるが、申立人は昭和 39 年 7 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 261 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和28年6月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月27日から同年7月1日まで

私は、昭和28年6月にA社C工場から同社B工場に転勤した。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍期間証明書によると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和28年6月27日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和28年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から51年3月まで
私は、おじ夫婦に、国民年金に入ることと保険料の納付について一任していた。申立期間も納付していたと思うので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に同居していた申立人のおじ夫婦に国民年金への加入手続及び保険料の納付を一任していたとしており、申立人は直接関与しておらず、申立期間に係る保険料の納付について具体的におじ夫婦から聞いたことは無く、申立人のおじ夫婦は高齢のため聴取できる状態でないとしていることから、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、申立人のおじ夫婦が申立人の従妹の国民年金保険料も一緒に納付していたとしているが、申立人の従妹に係る国民年金手帳記号番号は昭和51年7月に申立人と連番で払い出されており、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同様に20歳到達月から51年3月までの期間は未納となっており、申立人のおじ夫婦が申立人の従妹の保険料も一緒に納付していたとする申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月に払い出されており、その時点で、申立期間の大半は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、20歳以前にA市に住民票を移し、B町に転居する昭和60年8月までA市以外に住民票を異動していないとしており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号の払出しをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の年金記録が申立人の従兄の年金記録に誤って統合されているのではないかと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録

によると、申立人の従兄の年金記録には、申立期間に係る国民年金保険料が納付された記録は無く、申立人の年金記録が誤って統合されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年12月までの期間、46年2月から47年5月までの期間及び47年6月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和45年1月から46年1月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から44年12月まで
② 昭和45年1月から46年1月まで
③ 昭和46年2月から47年5月まで
④ 昭和47年6月から51年3月まで

私は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納めていたが、納付期間が不足し、老齢年金が受給できないので、納めた保険料を一部でも返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、連続する4期間を申立期間としているが、申立期間については、未加入期間や厚生年金保険被保険者期間、国民年金保険料の納付済期間及び保険料免除期間も含まれており、特に申立てをする根拠や理由も無く、任意の期間を申立書に記入して申し立てたとしている。

また、申立人は、老齢年金の受給資格が無いことから、申立期間については国民年金保険料を納付していたと思い、納めた保険料を一部でも返してほしいと申し立てているなど、その主張は合理的でない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①は、昭和43年1月から同年7月までの未加入期間及び同年8月から44年12月までの厚生年金保険被保険者期間であり、申立期間②は、国民年金保険料納付済期間であり、申立期間③は、厚生年金保険被保険者期間であり、申立期間④は、47年6月から同年8月までの厚生年金保険被保険者期間及び同年9月から51年

3月までの国民年金保険料の申請免除期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和43年1月から44年12月までの期間、46年2月から47年5月までの期間及び47年6月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和45年1月から46年1月までの期間については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

なお、申立人は、国民年金保険料を納めていたが、納付期間が不足し、老齢年金が受給できないので、納めた保険料を一部でも返してほしいと申し立てているが、年金記録確認第三者委員会は年金記録の訂正の可否を判断するものであり、納付済保険料の返還の可否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年5月までの期間、52年7月から55年11月までの期間及び56年11月から57年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年5月まで
② 昭和52年7月から55年11月まで
③ 昭和56年11月から57年4月まで

結婚前、国民年金の保険料は親が納めていてくれたはずだ。昭和55年12月に結婚した後も納めていたと思うので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち結婚前の申立期間①及び②については、申立人の親が国民年金の保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、申立人の親からは具体的な加入手続等については聞いていないとしており、加入手続の状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、結婚後の申立期間③については、詳しいことは分からないとしており、具体的な保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、いずれの申立期間についても厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことは無いとしている上、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格は昭和50年6月9日に喪失となっており、社会保険庁の記録とも一致していることから、いずれの申立期間も未加入期間となり納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 527

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月及び同年 7 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月
② 昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月まで

婚姻届を出した昭和 53 年 5 月に、役場の人から国民年金保険料の未納分を今納めておけば満額の年金をもらえると聞いたので、私と妻の昭和 53 年度第 1 期分と一緒に私の未納分も役場の窓口で納めた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A村役場の窓口で、昭和 53 年度第 1 期の国民年金の現年度保険料と一緒に申立期間の過年度保険料も納付したと主張しているが、制度上、過年度保険料を市町村で納付することはできない。A村でも、過年度保険料については納付書は発行するが、収納はできないとしている上、53 年度当時の国民年金担当者に尋ねたところ、「現年度保険料は収納していたが、過年度保険料は収納できなかったため郵便局で納付するように言っていた。」という回答であるとしている。しかしながら、申立人及びその妻は、国民年金保険料についてはA村役場か同村B支所で納付していたとしており、郵便局など他の金融機関を利用したことは全く無いとしていることから、申立内容には不合理な点がみられる。

また、申立人は、昭和 49 年 2 月以降、A村以外に住民登録をしていないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から43年1月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から43年1月まで
特例納付で納めた国民年金保険料が還付されているということだが、還付金を受け取った記憶は無いので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を特例納付したことは確認できるものの、申立人は、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の任意加入者であり、制度上、任意加入者は特例納付はできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、A社会保険事務所保管の特殊台帳及びB市保管の被保険者名簿には、還付処理されたことが還付金額や期間及び日付と共に明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から同年4月21日まで
平成14年4月21日に会社が倒産しているが、社会保険事務所が同年3月分の保険料未収解消のため、勝手に、私の同年2月及び同年3月の標準報酬月額を引き下げていると思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成14年4月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録によると、その翌月の同年5月10日付けで、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、同年2月及び同年3月について36万円から9万8,000円に、さかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、平成14年3月分の保険料については、同年5月8日にその一部が収入官吏扱いで納付されており、納付後の収納未済額は同年3月分の保険料から遡^{そきゅう}及訂正処理により減額とされた金額と一致している。当該処理経過から判断すると、同年5月10日の標準報酬月額の訂正について代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

さらに、平成14年4月25日に破産申立書が裁判所に提出されているが、破産申立書の申立人代理人弁護士は、「社会保険事務所へ提出する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に必要な当該事業所の代表者印を預かっていない。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人は、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年4月21日まで
平成14年4月21日に会社が倒産しているが、社会保険事務所が同年3月分の保険料未収解消のため、勝手に、私の13年10月から14年3月までの標準報酬月額を引き下げていると思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成14年4月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録によると、その翌月の同年5月10日付けで、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、13年10月から14年3月までの期間について28万円から9万8,000円に、さかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当該事業所の代表取締役の妻であり、閉鎖登記簿謄本及び申立人の供述により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる上、申立人は自らが社会保険に係る事務を担当していたと供述している。

また、社会保険庁の記録によると、平成14年3月分の保険料については、同年5月8日にその一部が収入官吏扱いで納付されており、納付後の収納未済額は同年3月分の保険料から遡^{そきゅう}及訂正処理により減額とされた金額と一致している。当該処理経過から判断すると、同年5月10日の標準報酬月額の訂正について、社会保険に係る事務を担当していた申立人が関与していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は「倒産時の社会保険の手続は税理士事務所に任せていた。」と供述しているが、同事務所は「標準報酬月額の訂正については関与していない。」と回答している。

加えて、平成14年4月25日に破産申立書が裁判所に提出されているが、破産申立書の申立人代理人弁護士は、「社会保険事務所へ提出する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に必要な当該事業所の代表者印を預かっていない。」と供述して

いる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の社会保険担当の取締役として、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月8日から同年4月6日まで
② 昭和40年ごろから45年ごろまで
③ 昭和45年ごろから46年ごろまで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、申立人が事業所の所在地として供述したD市において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録がなく、管轄する法務局に照会したところ同事業所名での法人登記の記録も無い。

また、申立人から供述のあった代表取締役の所在等を特定することができず、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

なお、D市において名称が類似している昭和41年設立の「E社」の法人登記簿によると、申立人と同姓同名の者が代表取締役と記録されているが、申立人は代表取締役になった記憶は無いとしている上、同市において「E社」が、厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無い。

B社に係る申立期間②については、申立人から提出のあった辞令書により、申立人が昭和42年ごろ同社に勤務していたことが推認される。

しかし、申立人が事業所の所在地として供述したF市において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無い。

また、管轄する法務局に照会したところ当該事業所の法人登記の記録が確認できたものの、事業主及び役員の所在等を特定することはできず、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

C社に係る申立期間③については、申立人が事業所の所在地として供述したG市において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録がなく、管轄する

法務局に照会したところ同事業所名での法人登記の記録も無い。

また、申立人は、当該事業所は、従業員が自分を含む3人のみの会社であり、厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年8月31日まで
私は代表取締役であったA社において、月収100万円以上であったが、申立期間の報酬月額を減額して届け出されたため厚生年金保険の標準報酬月額が訂正されていることが分かった。
このような届出を行った覚えは無いので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び法務局の商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役であったA社は、平成7年8月31日に適用事業所でなくなっているが、その約4か月後の同年12月22日付けで、申立人の標準報酬月額に係る記録について、6年10月1日から同年10月30日までの期間は53万円から30万円に、6年11月1日から7年8月31日までの期間は59万円から30万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、複数の社員の供述によると、申立期間当時、申立人の配偶者であった経理担当者と代表取締役である申立人が一体となって会社経営を行い、当該事業所は経営状態も悪かったとしており、社会保険事務所に対する厚生年金保険料の支払に苦慮していたことがうかがわれる。

また、申立人は、適用事業所でなくなった当時の記憶が無いとしているが、社員は市役所から「国民年金をさかのぼって8月分から支払ってくださいと言われた。」と供述している。

さらに、申立人は、給与管理及び社会保険事務について、一切関わっていなかったとして標準報酬月額の訂正に係る届出書を社会保険事務所に提出したかどうか記憶が無いとしているが、当時、配偶者である経理担当者が代表取締役である申立人に当該届出書の内容を確認せず、無断で社会保険事務所に提出したとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正処理されていることについて、社会保険事務所が事業主の同意を得ることな

く当該処理を行ったとは考え難く、当該処理に関する申立人の何らかの関与があったものと考えられる上、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月23日から同年6月1日まで
私は昭和63年2月23日から同年8月20日までA社（現在は、B社）に期間従業員として入社し、C社の工場に派遣されて働いていた。
申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録のある同僚は、私と同じ日に入社し、同じ部署で働いていたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認でき、複数の同僚の供述から、申立人の昭和63年6月1日前後の職務内容に変化の無いことが推認される。

しかし、B社は、厚生年金保険に係る申立てどおりの届出と保険料控除が行われたかどうかについて不明と回答している。

また、B社が保管している従業員名簿には、申立人の入社日が昭和63年2月23日と記載されているものの、同社が保管している健保厚年得喪ノートには申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年6月1日と記載されている。当該記録は、申立人の厚生年金保険に係る社会保険庁の記録と一致していることに加え、申立人から提出のあった日記の巻末の備考欄に「健康保険 S63. 6. 1 交付」と記載され、同日記の昭和63年6月9日の欄の右側に「C社健保、保険証受取る」と記載されていることもとも符合する。

さらに、B社が保管している従業員名簿には、申立人と同じ昭和63年2月23日付で入社した者が申立人以外に22人記載されているが、同社が保管している健保厚年得喪ノートにおいて同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は15人であり、これは社会保険庁の記録とも一致する上、同年2月23日に入社した複数の同僚は「入社時の説明会で希望者のみ厚生年金保険の加入手続を行うと説明された。」と供述している。

加えて、申立人から提出された申立事業所に係る昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、当時の料率を基に試算した 2 か月分の健康保険組合の保険料及び 6 か月分の雇用保険料並びに社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額を基に試算した 2 か月分の厚生年金保険料の合計額とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。